

高齢者等ごみ出し支援事業説明資料

○目的

高齢や障害などの理由で家庭系ごみをごみ集積所に出すことが困難な世帯に対し、戸別に訪問収集を行います。

○対象 ☆以下の要件全てに該当する世帯

要件1	世帯の全員が市内に住所を置き、居住している者かつ以下のいずれかに該当している。 ・要支援2又は要介護1から要介護5までのいずれかの認定を受けている。 ・身体障害者手帳のうち視覚障害又は肢体不自由の1級、2級又は3級 ・精神障害者保健福祉手帳1級 ・療育手帳④又はA ・18歳未満
要件2	同一敷地内及び隣接地に要件1のいずれにも該当しない親族が居住していない世帯
要件3	ごみ出しについて、親族、ヘルパー等の協力を得ること及び福祉サービスを利用することができない世帯

○収集するごみ（ごみカレンダーの粗大ごみ以外）

- ・燃やせるごみ ・燃やせないごみ ・プラスチック製容器包装
- ・かん ・びん ・スプレー容器 ・ペットボトル ・古紙、古布

※ごみの分け方・出し方ガイドに従い、ごみは分別し、市指定の燃やせるごみ専用袋、透明または半透明の袋に入れてから蓋つきの容器等に入れてください。つくば市ホームページやごみ分別アプリ「さんあ〜る」、つくスマでも確認できます。

※ごみを入れる蓋つきの容器等をご自身でご用意をお願いします。



参考 蓋付き容器例 ボックス

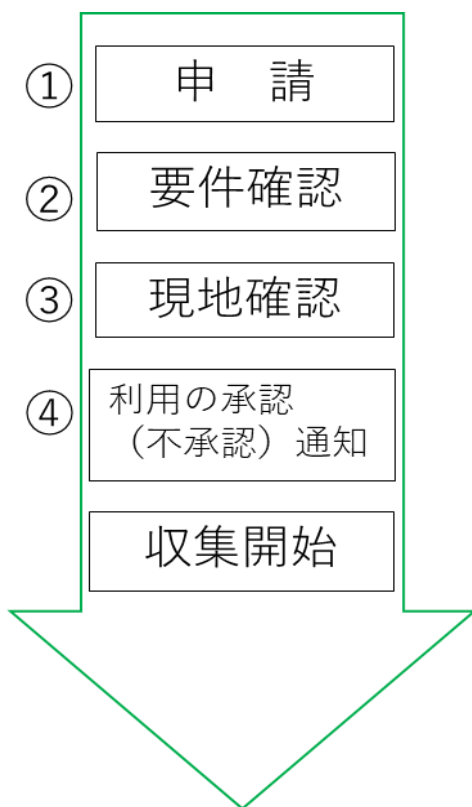


参考 蓋付き容器例 バケツ

○収集方法

- ・対象者宅を訪問し、玄関先などに設置された容器からごみを収集します。
- ・ごみの収集は、あらかじめ決められた曜日に、週一回行います。

○申請の流れ



本人、親族、ケアマネジャー、相談支援員、民生委員等が申請できます。

- ① 介護認定を受けている方は高齢福祉課、障害者手帳をお持ちの方は障害福祉課に申請書と確認書類を持参、もしくは郵送で申請してください。
- ② 要件を受付課で確認をします。申請内容について、聞き取りする場合があります。
- ③ ②を確認後、環境衛生課が現地確認を行います。要件に当てはまらなかった場合は現地確認をせずに、不承認通知を発行します。現地確認ではごみ箱を設置する場所や容器等、ごみの出し方について確認をします。
- ④ ③を確認後、環境衛生課が収集業者との調整を行い、承認通知を発行します。承認通知には収集開始日や、毎週何曜日に収集するかが記載される予定です。

※申請書をお預かりしてからおおよそ2か月ほどかかる見込みです。

○安否確認

連絡がなく複数回ごみ出しがなかった場合、市の方で安否確認を行わせていただきます。

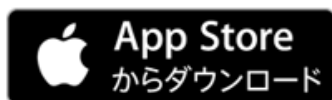
入院などで長期不在にする場合は、事業の一時停止や中止の届出が必要になる場合がありますので事前にご連絡をお願いします。

○注意事項

- ・敷地内にごみ集積所がある場合は事業の対象外となります。
- ・敷地内に集積所が無いマンションやアパートなど共同住宅にお住まいの方は、事前にご相談ください。
- ・ごみの分別がされていない場合は収集できませんので御注意ください。

〇ごみ分別アプリ「さんあ〜る」のダウンロードについて

下記の QR コードや URL からダウンロードするか、各アプリストアで「さんあ〜る」と検索してください。



【問合せ先】

- 対象者・申請について
高齢福祉課・障害福祉課
- 収集するごみ・収集方法・ごみの出し方について
環境衛生課